

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表	
平成 2 7 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
二級河川馬場目川水系 馬場目圏域河川整備計画変更 平成 2 7 年 2 月 秋 田 県	二級河川馬場目川水系 馬場目圏域河川整備計画 【変更原案】 令和〇年〇月 秋 田 県

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

馬場目圏域河川整備計画

目次

1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 馬場目圏域の概要	1
1.1.1 自然と社会環境	1
1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革	4
1.2 馬場目圏域内河川の概要	8
1.2.1 治水の現状と課題	8
1.2.2 利水の現状と課題	10
1.2.3 河川環境の現状と課題	11
1.3 河川整備計画の目標	15
1.3.1 計画対象期間	15
1.3.2 計画対象区間	15
1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	16
1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	16
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項	17
2. 河川の整備の実施に関する事項	18
2.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに該当河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	18
2.1.1 河川工事の目的	18
2.1.2 河川工事の種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	18
2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	36
2.2.1 河川維持の目的	36
2.2.2 河川維持の種類及び施工の場所	36
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	37
2.3.1 危機管理体制の構築	37
2.3.2 河川に係る調査の実施	37
2.3.3 地域や関係機関との連携	37

馬場目圏域河川整備計画

目次

1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 馬場目圏域の概要	1
1.1.1 自然と社会環境	1
1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革	4
1.2 馬場目圏域内河川の概要	8
1.2.1 治水の現状と課題	8
1.2.2 利水の現状と課題	10
1.2.3 河川環境の現状と課題	11
1.3 河川整備計画の目標	14
1.3.1 計画対象期間	14
1.3.2 計画対象区間	14
1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	15
1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	15
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項	16
2. 河川の整備の実施に関する事項	17
2.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに該当河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	17
2.1.1 河川工事の目的	17
2.1.2 河川工事の種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	17
2.1.3 災害復旧及び局所的な対応	42
2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	43
2.2.1 河川維持の目的	43
2.2.2 河川維持の種類及び施工の場所	43
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	44
2.3.1 危機管理体制の構築	44
2.3.2 河川に係る調査の実施	44
2.3.3 地域や関係機関との連携	44

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)	令和6年8月(新)
1. 河川整備計画の目標に関する事項 1.1 馬場目圏域の概要 1.1.1 自然と社会環境 (1) 馬場目圏域とは 馬場目圏域は秋田県の中ほどに位置し、圏域内には県都秋田市、湯上市、男鹿市、井川町、五城目町、八郎潟町、三種町、大潟村の3市4町1村が含まれる。圏域内人口は約10万人であり、秋田・男鹿地域の社会・経済・文化の基盤をなしている。 馬場目川は、その源を秋田県南秋田郡五城目町の馬場目岳（標高1,037m）に発し、三種川、井川等の22支川を合わせて八郎湖に入り、船越水道を通り日本海に注ぐ、流域面積910.5km²、幹川流路延長47.5kmの秋田県内最大の二級河川である。また、地域住民の貴重な水辺空間として広く親しまれている。 (2) 圏域の自然環境 馬場目圏域は全体的には、なだらかな地形を呈している。特に北部を流れる谷地沢川、仁助川及び鶴川川では水源地域についても丘陵地あるいは砂礫台地となっている。各河川の沿川は、その中流部では扇状地性低地となっており、下流部は三角州低地となっている。また、大潟村はその全てが干拓地となっており、その他、東部承水路をはさんだ東側や、八郎湖の東側、南側にも干拓地は分布する。 八郎潟は、独立した日本海の孤島であった男鹿半島と本土が、北の米代川、南の雄物川によって運搬された土砂によってできた2つの砂州により陸続きとなって形成されたものである。このような地形をトンボロといい、八郎潟は複トンボロの典型である。 水系の地質は、基本的に南北方向に列を作るような分布を示している。すなわち、東から順に、玄武岩、安山岩類といった火山性岩石、泥岩、砂岩といった固結あるいは半固結堆積物、泥・砂・礫といった未固結堆積物となっている。未固結堆積物は各河川の谷部にも分布している。また、米代川及び雄物川から男鹿半島へと続く海岸沿いにはこれら両河川が運んできた砂により砂丘が形成されている。 気候は日本海型気候区にあり、冬季は西風、それ以外の季節は南東の風が卓越する。水系内のほぼ中央に位置する三種町の年平均気温は約11℃前後、年間降水量は約1,550mmで、積雪期間は約100日、積雪量は平坦部で約50cm、山間部では100cmを超える。馬場目川水系の年間降水量は1,600mm程度であり、秋田県の中では比較的降水量の少ない地域である。地域的にみると、馬場目川本川上流地域では2,000mm程度で多雨、下流地域や大潟村などでは1,400mm程度と小雨の傾向にある。 (3) 圏域の社会環境 本圏域は、秋田市、湯上市等3市4町1村及び、圏域内人口は約10万人である。産業別人口比率で見ると、1次産業人口は北部に位置する三種町（旧八竜町、旧山本町、旧琴丘町）で20～30%	1. 河川整備計画の目標に関する事項 1.1 馬場目圏域の概要 1.1.1 自然と社会環境 (1) 馬場目圏域とは 馬場目圏域は秋田県の中ほどに位置し、圏域内には県都秋田市、湯上市、男鹿市、井川町、五城目町、八郎潟町、三種町、大潟村の3市4町1村が含まれる。圏域内人口は約8.6万人であり、秋田・男鹿地域の社会・経済・文化の基盤をなしている。 馬場目川は、その源を秋田県南秋田郡五城目町の馬場目岳（標高1,037m）に発し、三種川、井川等の22支川を合わせて八郎湖に入り、船越水道を通り日本海に注ぐ、流域面積910.5km²、幹川流路延長47.5kmの秋田県内最大の二級河川である。また、地域住民の貴重な水辺空間として広く親しまれている。 (2) 圏域の自然環境 馬場目圏域は全体的には、なだらかな地形を呈している。特に北部を流れる谷地沢川、仁助川及び鶴川川では水源地域についても丘陵地あるいは砂礫台地となっている。各河川の沿川は、その中流部では扇状地性低地となっており、下流部は三角州低地となっている。また、大潟村はその全てが干拓地となっており、その他、東部承水路をはさんだ東側や、八郎湖の東側、南側にも干拓地は分布する。 八郎潟は、独立した日本海の孤島であった男鹿半島と本土が、北の米代川、南の雄物川によって運搬された土砂によってできた2つの砂州により陸続きとなって形成されたものである。このような地形をトンボロといい、八郎潟は複トンボロの典型である。 水系の地質は、基本的に南北方向に列を作るような分布を示している。すなわち、東から順に、玄武岩、安山岩類といった火山性岩石、泥岩、砂岩といった固結あるいは半固結堆積物、泥・砂・礫といった未固結堆積物となっている。未固結堆積物は各河川の谷部にも分布している。また、米代川及び雄物川から男鹿半島へと続く海岸沿いにはこれら両河川が運んできた砂により砂丘が形成されている。 気候は日本海型気候区にあり、冬季は西風、それ以外の季節は南東の風が卓越する。水系内のほぼ中央に位置する三種町の年平均気温は約11℃程度、年間降水量は約1,550mmで、積雪期間は約100日、積雪量は平坦部で約50cm、山間部では100cmを超える。馬場目川水系の年間降水量は1,600mm程度であり、秋田県の中では比較的降水量の少ない地域である。地域的にみると、馬場目川本川上流地域では2,000mm程度で多雨、馬場目川本川下流地域では1,600mm程度、大潟村などでは1,400mm程度と小雨の傾向にある。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)

程度と高く、干拓地である大潟村は約 80%となっている。上記以外の市町では、10%程度と低くなっている。2次産業人口はほとんどの市町村が30%台である。3次産業人口については、北部で40%前後、南部で50%前後となっている。

現状土地利用については、市街地はJR奥羽本線、JR男鹿線、国道7号沿いに発達しており、また、馬場目川本川沿川に五城目町の中心市街地が広がっている。水田は、村南西部を除く大潟村全域や、秋田市北部から五城目町に連なる低地部、三種川中下流部などを中心に広がっている。

交通網については、平成9年に秋田新幹線が秋田～東京を結び、同年、秋田自動車道が東北自動車道と結ばれた。また、平成19年には、秋田自動車道が二ツ井まで延伸するなど馬場目圏域及びその周辺における基幹交通体系が整備されてきており、地域の発展が期待されている。

令和 6 年 8 月(新)

(3) 圏域の社会環境

本圏域は、秋田市、潟上市等3市4町1村及び、圏域内人口は約8.6万人である。産業別就業割合で見ると、第1次産業は北部に位置する三種町（旧八竜町、旧山本町、旧琴丘町）で20%前後と高く、干拓地である大潟村は約75%となっている。上記以外の市町では、10%程度と低くなっている。第2次産業はほとんどの市町村が20%台である。第3次産業については、北部で50%台、南部で60%以上となっている。

現状土地利用については、市街地はJR奥羽本線、JR男鹿線、国道7号沿いに発達しており、また、馬場目川本川沿川に五城目町の中心市街地が広がっている。水田は、村南西部を除く大潟村全域や、秋田市北部から五城目町に連なる低地部、三種川中下流部などを中心に広がっている。

交通網については、平成9年に秋田新幹線が秋田～東京を結び、同年、秋田自動車道が東北自動車道と結ばれた。また、平成19年には、秋田自動車道が二ツ井まで延伸するなど馬場目圏域及びその周辺における基幹交通体系が整備されてきており、地域の発展が期待されている。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革

(1) 圏域の水害

馬場目圏域の県管理河川については、表―1に示すような洪水被害が発生している。洪水の原因は大雨による出水と、融雪洪水に大別される。大洪水は大雨によるものが大半であり、日本海側に位置するため台風に起因するものは少なく、前線性降雨によるものがほとんどである。

馬場目圏域で発生した過去の主要洪水としては、昭和54年6月～8月の洪水、昭和60年9月洪水、昭和62年8月洪水、平成7年7月～8月洪水、平成10年6月洪水などである。

また、平成22年、24年、25年においても、三種川中上流においては、度重なる浸水被害が発生している。

表―1 馬場目圏域の過去の主要洪水（県管理河川のみ）

河川名	発生年	水害発生年月日	異常気象名	水害区域面積(ha)			建物被害(棟)				一般被害額(千円)		
				農地	宅地 その他	計	全壊 流失	半壊 床上浸水	床下浸水	計	一般 資産	農作物	計
三種川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	1183.0	16.6	1199.6		29	127	156	81,272	609,109	689,381
	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	192.7	0.4	193.1		7	41	48	36,116	22,466	58,582
	平成10年	6.12 ～6.28	梅雨前線豪雨	80.8		80.8						85,100	85,100
		7.30 ～8.2	豪雨		0.02	0.02			2	2	1,635		1,635
	平成19年	9.10 ～9.20	豪雨	2.1	0.1	2.2			4	4	5,363		5,363
	平成21年	7.5 ～7.12	梅雨前線豪雨	2.7		2.7							
		7.17 ～7.30	梅雨前線豪雨	26.9	2.7	29.6			12	12	17,748	6,280	24,028
	平成22年	8.30 ～9.1	豪雨	192.5	4.7	197.2		7	49	56	74,969		74,969
	平成24年	7.15 ～7.16	梅雨前線豪雨	62.0		62.0		1	7	8	112	414	266
	平成25年 ^(注)	9.15 ～9.16	豪雨	92.0		92.0		50	49	99	10,500	28,314	38,814
鶴川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	3.0		3.0						2,948	2,948
金元寺川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	22.0		22.0						23,115	23,115
各地ノ沢川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	52.0		52.0						43,125	43,125
馬場目川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	8.4		8.4						4,200	4,200
井川	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	9.2	0.2	9.4			2	2	2,856	470	3,026
馬跡川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	59.6		59.6						13,727	13,727
	昭和60年	9.10 ～9.12	豪雨	414.0	3.0	417.0		49	197	246			
	昭和62年	8.16 ～8.18	豪雨	104.0	7.6	111.6		42	179	221			
	平成14年	7.12 ～7.16	梅雨前線豪雨	0.5		0.5						10	10
		8.7 ～8.12	豪雨	70.0	0.3	70.3		3	31	34	27,957	39,080	67,037
富津内川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	28.0		28.0						14,000	14,000
	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	14.3	0.1	14.4			2	2	730		730
内川	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	7.0	0.2	7.2			3	3	1,095		1,095
豊川	平成10年	6.12 ～6.28	梅雨前線豪雨	2.5	1.0	3.5		1	10	11			
	平成14年	8.7 ～8.12	豪雨	1.9	0.8	2.6			9	9			
	平成18年	7.3	低気圧豪雨	5.6	1.1	6.7		1	11	12			

注：1）H25被害は支川のみを含む。

※出典：H23までは水害統計、H24以降は聞き取り

1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革

(1) 圏域の水害

馬場目圏域の県管理河川については、表―1に示すような洪水被害が発生している。洪水の原因は大雨による出水と、融雪洪水に大別される。大洪水は大雨によるものが大半であり、日本海側に位置するため台風に起因するものは少なく、前線性降雨によるものがほとんどである。

馬場目圏域で発生した過去の主要洪水としては、昭和54年6月～8月の洪水、昭和60年9月洪水、昭和62年8月洪水、平成7年7月～8月洪水、平成10年6月洪水などである。

また、平成22年8月～9月、24年7月、25年9月においても、三種川中上流においては、度重なる浸水被害が発生している。近年では、平成30年5月、令和4年8月、5年7月においても、馬場目川、富津内川、内川川で浸水被害が発生している。

表―1 馬場目圏域の過去の主要洪水（県管理河川のみ）

河川名	発生年	水害発生年月日	異常気象	水害区域面積(ha)			建物被害(棟)			一般被害額(千円)			
				農地 その他	農地	計	全壊 床上浸水	半壊 床上浸水	床下浸水	計	一般 資産	農作物	計
三種川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	1183.0	16.6	1199.6	29	0	29	127	81,272	609,109	689,381
	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	192.7	0.4	193.1	7	41	48	48	36,116	22,466	58,582
	平成10年	6.12 ～6.28	梅雨前線 豪雨	80.8		80.8						85,100	85,100
	平成19年	7.30 ～8.3	豪雨		0.02	0.02	2		2		1,635		1,635
	平成21年	9.10 ～9.20	豪雨	2.1	0.1	2.2	4		4		5,363		5,363
	平成22年	7.5 ～7.12	梅雨前線 豪雨	2.7		2.7							
	平成22年	7.17 ～7.30	梅雨前線 豪雨	26.9	2.7	29.6	12		12		17,748	6,280	24,028
	平成24年	8.30 ～9.1	豪雨	192.5	4.7	197.2	49	7	56	54	74,969		74,969
	平成24年	7.15 ～7.16	梅雨前線 豪雨	62.0		62.0	1	1	2	8	112	414	226
	平成25年 ^(注)	9.15 ～9.16	豪雨	92.0		92.0	49	50	99	99	10,500	28,314	38,814
鶴川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨		3.0	3.0					2,948		2,948
金元寺川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨		22.0	22.0					23,115		23,115
各地ノ沢川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨		52.0	52.0					43,125		43,125
馬場目川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨		8.4	8.4					4,200		4,200
	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	9.4	111.3	120.7	108	3	111	31	22,191	46,835	69,026
	平成22年	7.19 ～7.22	低気圧豪雨	0.5	0.3	0.8	1	1	2	10	15,991	1,990	17,981
	平成24年	8.30 ～9.1	豪雨	9.2	106.3	115.5	6	3	9	44	63,696	7,762	71,458
	平成24年	7.17 ～7.18	豪雨	22.4	181.3	203.7	222	0	222	222	454,724	30,143	478,867
井川	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨	32.5	330.1	362.6	137	834	971				
馬跡川	平成7年	7.31 ～8.11	豪雨	0.2	0.2	0.4	0	0	0	2	2,636	170	2,806
	昭和54年	6.12 ～6.8	豪雨		59.6	59.6					13,727		13,727
	昭和60年	9.10 ～9.12	豪雨	414.0	3.0	417.0	197	49	246				
	昭和62年	8.16 ～8.18	豪雨	104.0	7.6	111.6	42	179	221				
	平成14年	7.12 ～7.16	梅雨前線 豪雨	0.5		0.5					10		10
富津内川	平成14年	8.7 ～8.12	豪雨	0.2	70.0	70.2	3	3	6	24	27,957	39,080	67,037
	平成24年	7.17 ～7.18	豪雨	8.5	240.7	249.2	2	30	32	63	181,422	4,401	185,823
	平成25年	9.15 ～9.16	豪雨	92.0		92.0						14,000	14,000
	平成27年	7.24 ～7.25	豪雨	0.1	14.3	14.4	2		2	0	730		730
	令和4年	6.12 ～6.28	豪雨	4.4	81.2	85.6	4	4	8	47	60,128	21,162	81,290
豊川	令和4年	6.12 ～6.28	豪雨	4.2	140.4	144.6	2	17	19			62,000	64,000
	令和5年	7.19 ～7.20	豪雨	1.0	127.3	128.3	10	30	40	23			
	平成27年	7.24 ～7.25	豪雨	0.2	14.3	14.5	2		2	0	1,095		1,095
	令和5年	6.12 ～6.28	豪雨	0.3	12.3	12.6	0		0	0	6,526	4,526	7,990
	令和5年	6.12 ～6.28	豪雨	1.8	42.4	44.2	0	17	17	44		21,000	21,000
豊川	令和5年	7.19 ～7.20	豪雨	0.2	106.4	106.6	12	12	24				
	平成28年	9.15 ～9.20	梅雨前線 豪雨	3.0	3.3	6.3	1	1	2	13			
	平成24年	8.7 ～8.12	豪雨	0.6	1.0	1.6	0	0	0	0			
豊川	平成24年	7.3 ～7.7	低気圧豪雨	1.1	5.1	6.2	7	14	21	11			

注：1）H25被害は支川のみを含む。

※出典：H23までは水害統計、H24以降は聞き取り

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

平成25年9月洪水(三種川)



平成22年8月洪水(三種川)



平成7年8月洪水(三種川)



昭和62年8月洪水(馬踏川)



平成18年7月洪水(豊川)



平成25年9月洪水(三種川)



令和5年7月洪水(馬場目川)

平成30年5月洪水(馬場目川)



令和5年7月洪水(内川川)

令和4年8月洪水(富津内川)



昭和62年8月洪水(馬踏川)

平成18年7月洪水(豊川)

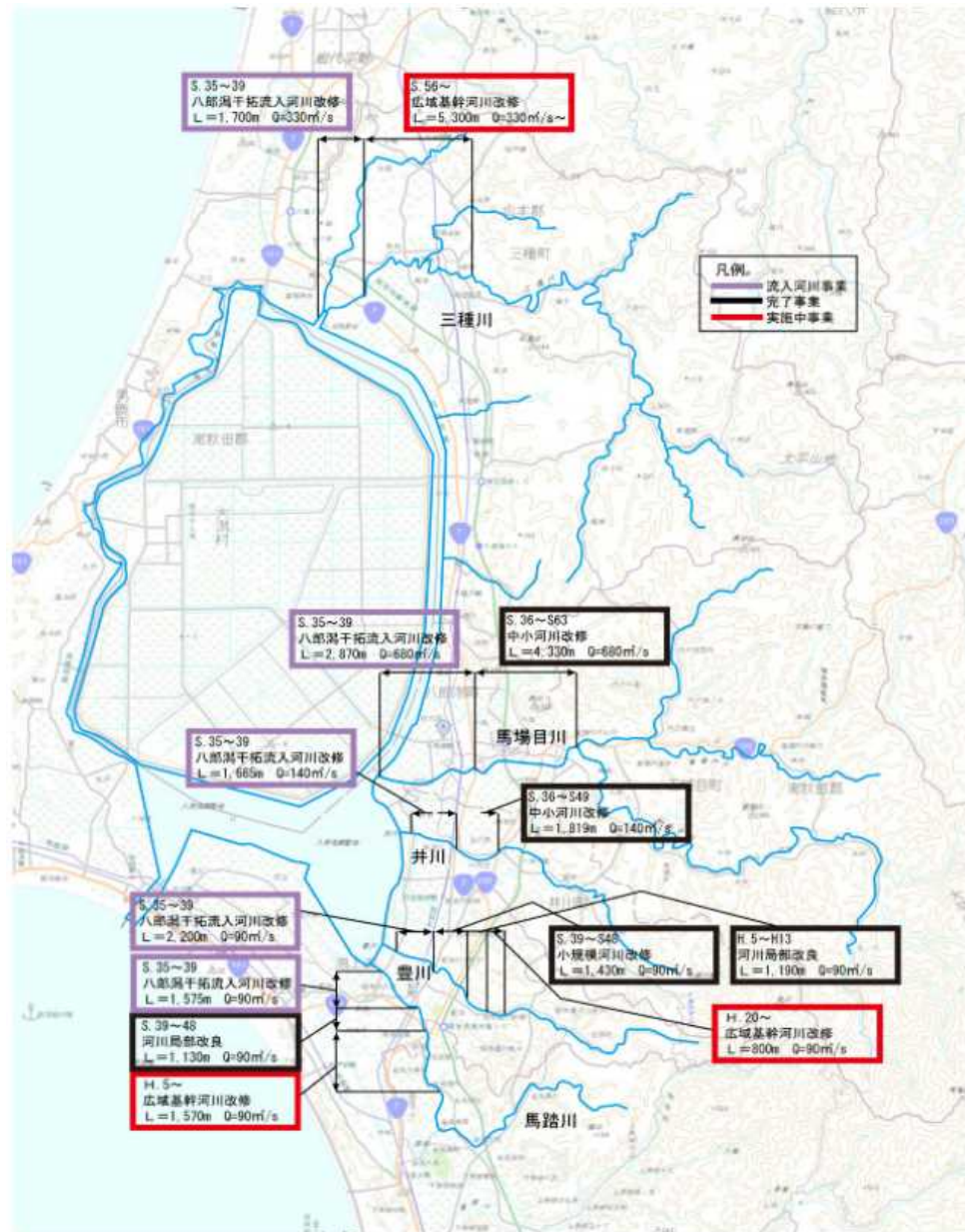
馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
(1) 治水事業の歴史 馬場目圏域の治水事業については、秋田県が「馬場目川水系工事実施基本計画」に基づいて実施されてきたが、改正河川法に則り平成 19 年 4 月に「二級河川馬場目川水系河川整備基本方針」を策定した。この河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量は、馬場目川の基準地点竜馬大橋において $680 \text{ m}^3/\text{s}$、三種川の基準地点川尻橋において $410 \text{ m}^3/\text{s}$、井川の基準地点浜井川橋において $140 \text{ m}^3/\text{s}$、豊川の基準地点豊川橋において $90 \text{ m}^3/\text{s}$、馬踏川の基準地点馬踏川橋において $90 \text{ m}^3/\text{s}$ としている。 馬場目圏域の各河川は、もともと八郎潟に流入し、日本海へと流出していた。昭和 30 年代からの八郎潟干拓によって、現在では干拓で残された水流である八郎潟承水路に流入した後に船越水道を経て日本海に注いでいる。 本水系における治水事業は、昭和 31 年から昭和 43 年の八郎潟の干拓事業を契機とし、干拓による潟水位の上昇に伴う補償事業として国道 7 号までのバック区間を対象とした昭和 35 年から昭和 39 年の流入河川改修事業が初めてである。その後、馬場目川が昭和 36 年から昭和 63 年、豊川が昭和 39 年から昭和 48 年、三種川が昭和 56 年より、馬踏川が平成 5 年より、それぞれ河川改修事業が進められている。(図―2 参照)	(2) 治水事業の歴史 馬場目圏域の治水事業については、秋田県が「馬場目川水系工事実施基本計画」に基づいて実施されてきたが、改正河川法に則り平成 19 年 4 月に「二級河川馬場目川水系河川整備基本方針」を策定した。この河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量は、馬場目川の基準地点竜馬大橋において $680 \text{ m}^3/\text{s}$、三種川の基準地点川尻橋において $410 \text{ m}^3/\text{s}$、井川の基準地点浜井川橋において $140 \text{ m}^3/\text{s}$、豊川の基準地点豊川橋において $90 \text{ m}^3/\text{s}$、馬踏川の基準地点馬踏川橋において $90 \text{ m}^3/\text{s}$ としている。 馬場目圏域の各河川は、もともと八郎潟に流入し、日本海へと流出していた。昭和 30 年代からの八郎潟干拓によって、現在では干拓で残された水流である八郎潟承水路に流入した後に船越水道を経て日本海に注いでいる。 本水系における治水事業は、昭和 31 年から昭和 43 年の八郎潟の干拓事業を契機とし、干拓による潟水位の上昇に伴う補償事業として国道 7 号までのバック区間を対象とした昭和 35 年から昭和 39 年の流入河川改修事業が初めてである。その後、馬場目川が昭和 36 年から昭和 63 年、豊川が昭和 39 年から令和 2 年まで、三種川が昭和 56 年から現在まで、馬踏川が昭和 39 年から現在まで、それぞれ河川改修事業が進められている。(図―2 参照)

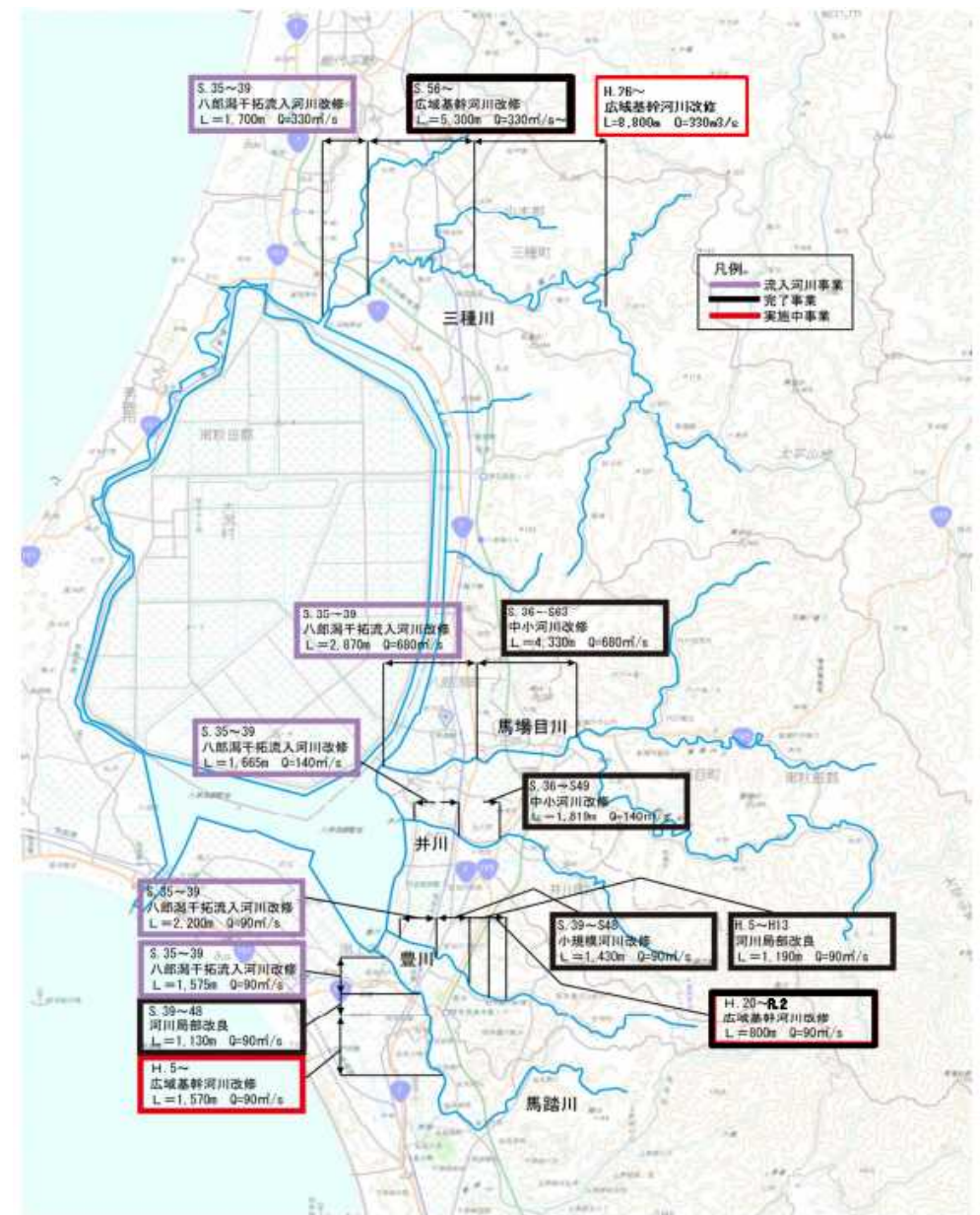
馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)



図一2 馬場目圏域の河川改修状況



図一2 馬場目圏域の河川改修状況

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
1.2 馬場目圏域内河川の概要 1.2.1 治水の現状と課題 (1) 治水の現状 圏域内の河川は甚大な洪水被害に幾度となく見舞われてきたが、その後、河川改修が継続的に実施され、治水安全度が向上しつつある。 しかし、過去に家屋浸水を発生させた洪水に対応した河川整備が遅れている河川や、沿川の人口・資産分布状況に対して十分な治水安全度が確保されていない河川、河積が不足しているなど治水上のネック箇所を抱えた河川も存在する。特に、三種川、豊川、井川、馬踏川については、昭和 50 年代以降に家屋浸水を発生させた洪水に対応した河道が整備されておらず、早急に治水安全度を向上させて再度災害を防止し、圏域住民の人命・資産を守り、安全で安心できる生活基盤の整備を図る必要がある。 ① 三種川 三種川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業が計画流量 330 m³/s で実施され、川尻橋より上流については、昭和 56 年より小規模河川改修事業（現広域基幹河川改修事業）で実施している。上流の未整備区間には、温泉街の他、山口、牛沢、達子、長面といった集落があり、家屋の浸水被害・道路浸水等を防衛・軽減するための改修が急がれている。 ② 井川 井川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業や中小河川改修事業で計画流量 140 m³/s で実施された。しかし、上流側の天神橋～中の目橋については集落が集中しており、近年も浸水被害が発生している。また、魚道のない頭首工も存在する。そのため、洪水疎通能力の向上や魚類等の移動可能性の確保など治水・利水・環境の観点から総合的な整備が必要である。 ③ 豊川 豊川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業、小規模河川改修事業、統合河川改修事業で計画流量 90 m³/s で整備された。しかし、上流の船橋地区においては、近年も家屋浸水、田畑及び道路冠水等が発生しており、浸水被害を防衛・軽減するために改修が急がれる。 ④ 馬踏川 馬踏川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業で計画流量 90 m³/s で整備され、馬踏川橋より上流については、平成 5 年より小規模河川改修事業（現広域基幹河川改修事業）で現在も実施中である。整備対象区間である岩瀬橋～堀内橋は毎年のように浸水被害が発生しており、下流側から一連区間として安全度を向上させる必要がある。	1.2 馬場目圏域内河川の概要 1.2.1 治水の現状と課題 (1) 治水の現状 圏域内の河川は甚大な洪水被害に幾度となく見舞われてきたが、その後、河川改修が継続的に実施され、治水安全度が向上しつつある。 しかし、過去に家屋浸水を発生させた洪水に対応した河川整備が遅れている河川や、沿川の人口・資産分布状況に対して十分な治水安全度が確保されていない河川、河積が不足しているなど治水上のネック箇所を抱えた河川も存在する。特に、三種川、豊川、井川、馬踏川、馬場目川、富津内川、内川川については、昭和 50 年代以降に家屋浸水が発生した洪水に対応した河道が整備されておらず、早急に治水安全度を向上させて再度災害を防止し、圏域住民の人命・資産を守り、安全で安心できる生活基盤の整備を図る必要がある。 ① 三種川 三種川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業が計画流量 330 m³/s で実施され、川尻橋より上流については、昭和 56 年より小規模河川改修事業（現広域基幹河川改修事業）で実施している。上流の未整備区間には、温泉街の他、山口、牛沢、達子、長面といった集落があり、家屋の浸水被害・道路浸水等を防衛・軽減するための改修が急がれている。 ② 井川 井川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業や中小河川改修事業で計画流量 140 m³/s で実施された。しかし、上流側の天神橋～中の目橋については集落が集中しており、近年も浸水被害が発生している。また、魚道のない頭首工も存在する。そのため、洪水疎通能力の向上や魚類等の移動可能性の確保など治水・利水・環境の観点から総合的な整備が必要である。 ③ 豊川 豊川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業、小規模河川改修事業、統合河川改修事業で計画流量 90 m³/s で整備された。しかし、上流の船橋地区においては、近年も家屋浸水、田畑及び道路冠水等が発生しており、浸水被害を防衛・軽減するために改修が急がれる。 ④ 馬踏川 馬踏川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業で計画流量 90 m³/s で整備され、馬踏川橋より上流については、平成 5 年より小規模河川改修事業（現広域基幹河川改修事業）で現在も実施中である。整備対象区間である岩瀬橋～堀内橋は毎年のように浸水被害が発生しており、下流側から一

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
(2) 治水の課題 このような状況から、治水の課題は次のとおりである。 ・ 水害に関する統計資料が整備されてきた昭和 30 年代以降に家屋浸水が発生している河川について早急に河川整備を実施し、圏域全体の治水安全度の向上と上下流のバランス確保を図ることが必要である。 ・ 洪水を安全に流下させるという治水機能を将来にわたって維持するために、治水上支障を与えるような堆積土砂の掘削、河道内樹木の伐採等を実施していくことが課題である。	連区間として安全度を向上させる必要がある。 ⑤ 馬場目川 馬場目川は、昭和 35 年より八郎潟干拓流入河川改修事業が計画流量 680 m³/s で実施され、竜馬大橋より上流については、昭和 36 年より中小河川改修事業で計画流量 680m³/s で実施している。 しかし、上流の久保地区、寺庭地区、平ノ下地区においては、近年、家屋浸水、田畑及び道路冠水等が発生しており、浸水被害を防御・軽減するために改修が急がれる。 ⑥ 富津内川 富津内川の下山内地区、富田地区においては、近年、家屋浸水、田畑及び道路冠水等が発生しており、浸水被害を防御・軽減するために改修が急がれる。 ⑦ 内川川 内川川の湯ノ又地区においては、近年、家屋浸水、田畑及び道路冠水等が発生しており、浸水被害を防御・軽減するために改修が急がれる。 (2) 治水の課題 このような状況から、治水の課題は次のとおりである。 ・ 水害に関する統計資料が整備されてきた昭和 30 年代以降に家屋浸水が発生している河川について早急に河川整備を実施し、圏域全体の治水安全度の向上と上下流のバランス確保を図ることが課題である。 ・ 改修済み区間上流に未改修区間が残っており、一旦氾濫すれば下流の改修済み区間に浸水被害が及ぶことから、一連区間としての治水安全度を確保することが課題である。 ・ 洪水を安全に流下させるという治水機能を将来にわたって維持するために、治水上支障を与えるような堆積土砂の掘削、河道内樹木の伐採等を実施していくことが課題である。 ・ 洪水被害から人命を守るため、ハザードマップ等による住民への啓発や情報伝達経路の確保、水防団の強化等、ソフト対策の推進が課題である。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 利水の現状

① 河川の現状

圏域内で流量観測を実施している箇所はないものの、三種川において昭和57年～平成3年の10年間流量観測を実施した実績がある。

3月下旬から4月にかけては雪解け水により水量の豊富な時期である。その後、残雪の減少とともに、圏域各地で農業用水の取水が始まり水量が徐々に減少していく。6月から8月にかけては、梅雨前線によりもたらされる降雨により一時的に増加するものの、全体的には減少する傾向にある。過去の渇水被害も7月末から9月初めにかけて発生している。9月以降は秋雨前線などの降雨により次第に回復し、降雪期である11月下旬から3月までは流況は安定する。

② 水利用

圏域内の河川水は、主に農業用水として八郎潟干拓地を含む19,760haの耕地のかんがい利用されている。馬場目圏域の水利権件数は209件（許可90、慣行119）、最大取水量は約64.2m³/sとなっている。

また、圏域内の上水道の水源として男鹿市他3町が使用しているほか、流雪溝としても利用されている。

表—3

種 類	箇所数	取水量(m ³ /s)	取水量比率(%)	備 考
農 水	204	63.801	99.4	かんがい面積 19,760ha
上 水	4	0.288	0.4	
その他	1	0.111	0.2	流雪溝
合 計	209	64.200		

③ 渇水

馬場目圏域では、全般に渇水の状況は顕在化していない。しかし、馬場目川水系の降水量は秋田県平均と比較して少なく、三種川の一部区間などにおいては、ときに農業用水の取水が困難となる場合がある。

(2) 利水の課題

このような状況から、利水の課題は次のとおりである。

- ・渇水に関する情報提供・情報伝達体制を整備し、渇水時の被害を最小限に抑えることが課題である。また、渇水時の利水者相互間の水融通の円滑化を図ることが課題である。

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 利水の現状

① 河川の現状

圏域内で流量観測を実施している箇所はないものの、三種川において昭和57年～平成3年の10年間流量観測を実施した実績がある。

3月下旬から4月にかけては雪解け水により水量の豊富な時期である。その後、残雪の減少とともに、圏域各地で農業用水の取水が始まり水量が徐々に減少していく。6月から8月にかけては、梅雨前線によりもたらされる降雨により一時的に増加するものの、全体的には減少する傾向にある。過去の渇水被害も7月末から9月初めにかけて発生している。9月以降は秋雨前線などの降雨により次第に回復し、降雪期である11月下旬から3月までは流況は安定する。

② 水利用(R6.3.31現在)

圏域内の河川水は、主に農業用水として八郎潟干拓地を含む20,565haの耕地のかんがい利用されている。馬場目圏域の水利権件数は238件（許可123、慣行115）、最大取水量は約60.4m³/sとなっている。

また、圏域内の上水道の水源として男鹿市他3町が使用しているほか、流雪溝としても利用されている。

表—2

種 類	箇所数	取水量(m ³ /s)	取水量比率(%)	備 考
農 水	235	60.176	99.6	かんがい面積 20,565ha
上 水	2	0.110	0.2	
その他	1	0.111	0.2	流雪溝
合 計	238	60.397		

③ 渇水

馬場目圏域では、全般に渇水の状況は顕在化していない。しかし、馬場目川水系の降水量は秋田県平均と比較して少なく、三種川の一部区間などにおいては、ときに農業用水の取水が困難となる場合がある。

(2) 利水の課題

このような状況から、利水の課題は次のとおりである。

- ・渇水に関する情報提供・情報伝達体制を整備し、渇水時の被害を最小限に抑えることが課題である。また、渇水時の利水者相互間の水融通の円滑化を図ることが課題である。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)	令和6年8月(新)
1.2.3 河川環境の現状と課題 (1) 河川環境の現状 1) 動植物及び景観 馬場目圏域は、八郎潟干拓事業により残された八郎湖、比較的規模の大きな馬場目川本川や三種川、そして八郎湖に流入するその他多くの小規模河川により形成されており、生態系や景観も多様なものとなっている。 本圏域には、八郎湖・天王出戸湿原、男潟、女潟、国花苑堤、小立花堤が位置しており、これらは、その貴重な湿性植生やオオハクチョウ、ヒシクイ、マガン等のガン・カモ類の渡来地であること等から、環境省が選定した日本の重要湿地500に指定されている。また、浅内沼や女潟の低層湿原及び出戸湿原の植生は特定植物として選定されている。 特に、日本海～八郎湖～馬場目川の本・支川からなる水域は、魚類にとって良好な生息環境となっており、八郎湖を漁場とする漁業者にとって重要な生産活動の場となっている。 (a) 上流部 上流部は(保呂瀬より上流)は比較的なだらかな地形を呈しており、スギ植林地、ブナやコナラ等の落葉広葉樹林が分布している。水際には所々にケヤキの高木やヤナギ低木林が帯状に群落を形成しており、川幅は20～30m程度、河床勾配は1/100～1/200程度である。鳥類ではヤマセミが見られ、また、クマタカも確認されている。魚類ではイワナやヤマメなど溪流魚が多く生息している。太平洋山県立自然公園の飛地である保呂瀬の狭窄部、馬場目川と臼内沢との合流部から臼内溪谷にかけて、北ノ又上流部の巨岩及び松倉森南麓河川周辺等が良好な景観を呈している。 (b) 中流部 中流部(西野橋地点～保呂瀬)の富津内川合流点より上流における川幅は30～50m程度、河床勾配は1/300程度である。河道は、700m程度の幅の谷底平野に開かれた水田地帯を大きく蛇行している。流れのある水際にツルヨシ群落が繁茂し、その背後にはシロヤナギやタチヤナギのヤナギ低木林が分布している。水辺を利用する鳥類としては、セグロセキレイ等のセキレイ類、オシドリ、カワセミ等が採餌場になっている。魚類では五城目町市街地の戸村頭首工地点より下流にあるいくつかの瀬において産卵している。堰より上流側では特に平瀬を好むオイカワが多く、また、ウグイやアユ(放流)が瀬を産卵場としている。 (c) 下流部 下流部(西野橋地点～八郎湖に達するまでの区間)は、川幅80～100m程度、河床勾配1/1,600～1/2,000程度であり、八郎湖の水位の影響を受ける区間についてはシルト質河床となっている。	1.2.3 河川環境の現状と課題 (1) 河川環境の現状 ①動植物及び景観 馬場目圏域は、八郎潟干拓事業により残された八郎湖、比較的規模の大きな馬場目川本川や三種川、そして八郎湖に流入するその他多くの小規模河川により形成されており、生態系や景観も多様なものとなっている。 本圏域には、八郎湖・天王出戸湿原、男潟、女潟、国花苑堤、小立花堤が位置しており、これらは、その貴重な湿性植生やオオハクチョウ、ヒシクイ、マガン等のガン・カモ類の渡来地であること等から、環境省が選定した日本の重要湿地500に指定されている。また、浅内沼や女潟の低層湿原及び出戸湿原の植生は特定植物として選定されている。 特に、日本海～八郎湖～馬場目川の本・支川からなる水域は、魚類にとって良好な生息環境となっており、八郎湖を漁場とする漁業者にとって重要な生産活動の場となっている。 (a) 上流部 上流部は(保呂瀬より上流)は比較的なだらかな地形を呈しており、スギ植林地、ブナやコナラ等の落葉広葉樹林が分布している。水際には所々にケヤキの高木やヤナギ低木林が帯状に群落を形成しており、川幅は20～30m程度、河床勾配は1/100～1/200程度である。鳥類ではヤマセミが見られ、また、クマタカも確認されている。魚類ではイワナやヤマメなど溪流魚が生息している。太平洋山県立自然公園の飛地である保呂瀬の狭窄部、馬場目川と臼内沢との合流部から臼内溪谷にかけて、北ノ又上流部の巨岩及び松倉森南麓河川周辺等が良好な景観を呈している。 (b) 中流部 中流部(西野橋地点～保呂瀬)の富津内川合流点より上流における川幅は30～50m程度、河床勾配は1/300程度である。河道は、700m程度の幅の谷底平野に開かれた水田地帯を大きく蛇行している。流れのある水際にツルヨシ群落が繁茂し、その背後にはシロヤナギやタチヤナギのヤナギ低木林が分布している。水辺を利用する鳥類としては、セグロセキレイ等のセキレイ類、オシドリ、カワセミ等が採餌場になっている。魚類について、五城目町市街地に位置する土村頭首工周辺ではアブラハヤやウグイ、ヒガシシマドジョウ及びヨシノボリ属等が生息している。また、戸村頭首工下流ではアユの遡上が確認されている。 (c) 下流部 下流部(西野橋地点～八郎湖に達するまでの区間)は、川幅80～100m程度、河床勾配1/1,600～1/2,000程度であり、八郎湖の水位の影響を受ける区間についてはシルト質河床となっている。マ

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)	令和6年8月(新)
マコモやウキヤガラの抽水植物群落が広く分布し、堤防に近い所には、シロヤナギ・オノエヤナギ・イヌコリヤナギの低木林が繁茂している。鳥類では、水際の植生を生息場所として利用するヨシゴイ、アオサギ、カルガモなどが多く見られる。魚類では、放流アユについては、この堰より上流側の中流部においても産卵している。また、ヨシやマコモなど抽水性の河岸植物が生息している箇所においてコイが産卵している。八郎湖も含めた水域では肉食性の外来種であるオオクチバス(ブラックバス)が多く、在来種とのバランスなど生態系への影響が懸念されている。 (d) 八郎湖 魚類は干拓前45科77種及び亜種、干拓後33科64種及び亜種が確認された。海水魚やゼニタナゴ・シナイモツゴの純淡水魚が見られなくなり、タイリクバラタナゴ・ソウギョ・ハクレン等の外来魚種が見られるようになった。また、フナ・ワカサギなどが放流されている。アユ等の回遊魚は船越水道を通過し各河川へ遡上するが、近年その数は減少している。 八郎湖干拓地の鳥類は1970年代に150種で、1994年には215種に増加している。この干拓地の西側には大潟草原鳥獣保護区が設定されており、オオセッカの重要な繁殖地である。草原性の鳥類の中でもオオセッカ・コジュリン・ホオアカ・オオジュリン等はその数が減少している。 承水路にはカイツブリ・アオサギ・バン・オオバン・カルガモ、草原ではコヨシキリ・オオヨシキリ・ヒバリ・カワラヒワ等が見られ、東部承水路の大潟橋上下流部の右岸でオオセッカを確認している。春には北方へ帰るマガン・ヒシクイ・オオヒシクイなどが八郎湖干拓地やその周辺の田んぼに大集結する。 2) 河川の水質 馬場目圏域の水質は環境基準がAAである杉沢発電所(馬場目川上流)では、近年は基準を達成し、環境基準がBである豊川橋(豊川)についても基準を達成している。その他の地点の環境基準はAであり、このうち、馬場目川下流、三種川、井川などの主要河川部の多くでは環境基準値を概ね達成しており、鶴川川や鹿渡川などにおいても近年水質が改善され環境基準を達成しているものの馬路川と小深見川においては基準を達成していない状況にある。八郎湖については、水質環境基準(湖沼)はA類型であるが、基準値を大きく上回っており基準を達成していない。 八郎湖は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼として平成19年12月11日に指定され、平成19年度から平成24年度までを計画期間とする「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第1期)」が平成20年3月25日されている。現在は、平成25年度から平成30年度までを計画期間とする「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)」が平成26年3月28日に策定され、対策が進められている。	コモやウキヤガラの抽水植物群落が広く分布し、堤防に近い所には、シロヤナギ・オノエヤナギ・イヌコリヤナギの低木林が繁茂している。鳥類では、水際の植生を生息場所として利用するヨシゴイ、アオサギ、カルガモなどが多く見られる。魚類では、コイやフナ類、ナマズ等が生息しており、ヨシやマコモ等の抽水植物が生育している場所においてはコイやフナ類による産卵が認められている。また、八郎湖も含めた水域においては肉食性が強い外来種であるオオクチバス(ブラックバス)が生息しており、在来種への影響が懸念されている。 (d) 八郎湖 魚類は干拓前45科77種及び亜種、干拓後33科64種及び亜種が確認された。海水魚やゼニタナゴ・シナイモツゴの純淡水魚が認められなくなり、代わりにタイリクバラタナゴ・ソウギョ・ハクレン等の外来種が見られるようになった。ワカサギの資源造成を目的に、八郎湖増殖漁業協同組合による種苗の放流事業が行われている。アユやシラウオ等の回遊魚については、船越水道を通じて各河川に遡上はするものの、遡上数については年変動が大きい状況にある。 八郎湖干拓地の鳥類は1970年代に150種で、1994年には215種に増加している。この干拓地の西側には大潟草原鳥獣保護区が設定されており、オオセッカの重要な繁殖地である。草原性の鳥類の中でもオオセッカ・コジュリン・ホオアカ・オオジュリン等はその数が減少している。 承水路にはカイツブリ・アオサギ・バン・オオバン・カルガモ、草原ではコヨシキリ・オオヨシキリ・ヒバリ・カワラヒワ等が見られ、東部承水路の大潟橋上下流部の右岸でオオセッカを確認している。春には北方へ帰るマガン・ヒシクイ・オオヒシクイなどが八郎湖干拓地やその周辺の田んぼに大集結する。 ②河川の水質 馬場目圏域の主要河川の水質は、令和5年度において、馬場目川上流(河川AA類型)では生活環境項目に関する水質環境基準(以下、環境基準という。)を全て達成しており、馬場目川下流、三種川、井川及び馬路川(河川A類型)並びに豊川(河川B類型)では環境基準を概ね達成している。一方で、八郎湖(湖沼A、IV類型)の水質は、COD、全窒素及び全りん等の項目が環境基準を達成できていない状況にある。 なお、八郎湖は、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、平成20年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、現在、第3期計画(令和元～6年度)に基づき、各種水質保全対策が進められている。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

表—4-1 圏域内水質観測所のBOD(75%値)

河川名	観測所名	類型	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
三種川	川尻橋	A	1.6	1.7	1.3	1.1	1.8	1.8	2.3	1.4	1.6	1.2	1.0	2.2	1.5
馬場目川上流	杉沢発電所	AA	0.6	1.0	0.5	0.8	0.9	0.8	<0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
馬場目川下流	竜馬橋	A	1.5	1.2	0.9	1.3	1.4	1.1	0.7	1.0	0.9	0.8	0.6	0.9	0.8
井川	井川橋	A	1.8	1.5	1.1	1.2	1.7	2.1	1.8	1.5	1.6	1.3	1.7	1.8	0.9
豊川	豊川橋	B	2.2	1.8	1.6	1.1	1.4	1.5	2.2	1.8	1.7	1.8	1.5	1.8	0.9
馬蹄川	馬蹄川橋	A	2.5	2.6	2.8	1.9	2.2	2.7	2.7	3.0	2.7	2.4	1.9	2.7	1.8
鯉川	鯉川橋	A	1.3	0.6	0.6	0.5	0.9	1.0	1.7	1.4	0.9	0.7	0.8	0.5	0.7
鰐渡川	鰐渡橋	A	2.4	1.1	1.5	1.1	1.9	1.6	1.5	4.2	1.4	1.3	1.4	1.2	1.0
糸流川	糸流橋	A	2.1	1.1	1.2	1.2	1.8	2.8	2.1	4.7	2.1	1.4	1.1	1.0	0.8
鶴川	鶴川橋	A	2.6	1.0	1.6	1.1	1.3	1.2	1.2	1.3	1.5	1.1	1.2	1.1	0.8
小深見川	さきがけ橋	A	3.5	1.6	2.4	3.0	1.9	2.7	3.2	2.4	2.2	1.4	2.2	1.4	2.3

出典：秋田県環境白書

表—4-2 圏域内水質観測所のCOD(75%値)

水域名 (湖沼名等)	地点名	類型	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
八郎湖	湖心	A	6.8	7.3	6.9	6.6	8.1	10.0	7.8	6.5	6.4	7.0	7.2	9.2	7.0

出典：秋田県環境白書

表—4-3 圏域内水質観測所の大腸菌群数

河川名	観測所名	類型	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
三種川	川尻橋	A	1200	2000	570	1500	1400	1500	2500	2100	800	2000	970	>5200	7400
馬場目川上流	杉沢発電所	AA	42	100	210	54	69	99	130	64	48	61	540	300	300
馬場目川下流	竜馬橋	A	2500	1400	770	1600	660	970	540	1700	3800	3700	900	3400	2000
井川	井川橋	A	3700	4500	1200	4900	1800	2400	4400	1800	4600	>5700	4400	>5600	3500
豊川	豊川橋	B	2700	4000	3400	2400	1600	5900	5000	2300	2200	>6300	2900	>4700	3800
馬蹄川	馬蹄川橋	A	3500	4900	8600	2600	3500	7300	6300	5500	4100	>6900	3500	>7700	7200

出典：秋田県環境白書

●河川の水質環境基準

AA 類型	: BOD が 1 mg/ l 以下	大腸菌群数が 50MPN/100ml 以下
A 類型	: BOD が 2 mg/ l 以下	大腸菌群数が 1,000MPN/100ml 以下
B 類型	: BOD が 3 mg/ l 以下	大腸菌群数が 5,000MPN/100ml 以下

●湖沼の水質環境基準

A 類型	: COD が 3 mg/ l 以下	大腸菌群数については基準無し
------	--------------------	----------------

下水道普及率 (H26.3.31 現在)

市町村名	秋田市	潟上市	八郎潟町	井川町	五城目町
下水道普及率	91.4%	92.4%	97.4%	96.8%	72.9%
市町村名	大潟村	男鹿市	三種町		
下水道普及率	100.0%	63.9%	69.2%		

削除

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
(2) 河川環境の課題 このような現状から、河川環境の課題は次のとおりである。 ・ 自然景観に優れた河川については、整備後に人工的な印象を与えないような配慮をするとともに、広がりのある河川空間を維持するために適度な樹木・草本管理を実施することが課題である。市街地を流れる河川については人々に親しみやすさを与えるような景観を形成することが課題である。 ・ 馬場目圏域を特徴づける生物の生息・生育の場（河床環境、静水域の環境、山付き環境など）を極力保全する必要がある。保全が困難な場合には同等の機能を有する環境を創出するような対策を講ずることが課題である。 ・ 高齢化社会の到来や環境学習の重要性等を踏まえて、子供から高齢者までが安心して利用できるような水辺空間を整備していくことが重要である。 ・ BOD が環境基準値を上回る年度がみられることから、関係機関と連携して水質の改善や良好な水質を維持していくことが課題である。	(2) 河川環境の課題 このような現状から、河川環境の課題は次のとおりである。 ・ 自然景観に優れた河川については、整備後に人工的な印象を与えないような配慮をするとともに、広がりのある河川空間を維持するために適度な樹木・草本管理を実施することが課題である。市街地を流れる河川については人々に親しみやすさを与えるような景観を形成することが課題である。 ・ 馬場目圏域を特徴づける生物の生息・生育の場（河床環境、静水域の環境、山付き環境など）を極力保全する必要がある。保全が困難な場合には同等の機能を有する環境を創出するような対策を講ずることが課題である。 ・ 高齢化社会の到来や環境学習の重要性等を踏まえて、子供から高齢者までが安心して利用できるような水辺空間を整備していくことが課題である。 ・ 水質が環境基準を達成できていない年度がみられることから、関係機関と連携して水質の改善や良好な水質を維持していくことが課題である。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)

令和 6 年 8 月(新)

1.3 河川整備計画の目標

1.3.1 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、河川整備計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づき策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新たな知見、技術の進歩、急激な社会経済情勢の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には適宜見直しを行うものとする。

1.3.2 計画対象区間

本整備計画は、馬場目圏域内の知事管理河川 23 河川、延長約 247km を対象とする。

表一 5 馬場目圏域内の県管理河川

河川 No.	河川名				流路延長 (m)
	幹線	1 次支川	2 次支川	3 次支川	
1	馬場目川				47,518
2		小深見川			2,700
3		西部承水路			23,177
4		馬踏川			13,220
5		豊川			13,100
6		井川			11,500
7			赤沢川		3,900
8		三種川			52,196
9			鯉川		5,500
10				種沢川	1,600
11			鹿渡川		3,300
12			糸流川		2,900
13			鶴川川		13,000
14			金光寺川		6,100
15				仁助川	3,300
16			谷地ノ沢川		2,700
17			添畑川		2,500
18			小又川		7,300
19			西又川		1,300
20		富津内川			16,254
21			内川川		6,800
22				滝の下川	4,700
23			高千川		2,200
合計：23 河川					246,765

1.3 河川整備計画の目標

1.3.1 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、河川整備計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づき策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新たな知見、技術の進歩、急激な社会経済情勢の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には適宜見直しを行うものとする。

1.3.2 計画対象区間

本整備計画は、馬場目圏域内の知事管理河川 23 河川、延長約 247km を対象とする。

表一 3 馬場目圏域内の県管理河川

河川 No.	河川名				流路延長 (m)
	幹線	1 次支川	2 次支川	3 次支川	
1	馬場目川				47,518
2		小深見川			2,700
3		西部承水路			23,177
4		馬踏川			13,220
5		豊川			13,100
6		井川			11,500
7			赤沢川		3,900
8		三種川			52,196
9			鯉川		5,500
10				種沢川	1,600
11			鹿渡川		3,300
12			糸流川		2,900
13			鶴川川		13,000
14			金光寺川		6,100
15				仁助川	3,300
16			谷地ノ沢川		2,700
17			添畑川		2,500
18			小又川		7,300
19			西又川		1,300
20		富津内川			16,254
21			内川川		6,800
22				滝の下川	4,700
23			高千川		2,200
合計：23 河川					246,765

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)

令和 6 年 8 月(新)

1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本河川整備計画では、馬場目圏域内の法指定区間（秋田県管理区間）において、昭和 30 年代以降に家屋浸水を発生させた洪水を安全に流下させることができるよう、三種川、井川、豊川については概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨による洪水、また、馬踏川については概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨による洪水に対応する規模で河川整備を実施し、洪水被害の発生を防止・軽減することを目標とする。

今後概ね 20 年間で実施する河川整備としては、河積が不足する区間が残り、洪水時に家屋浸水被害の発生が懸念される三種川、井川、豊川、馬踏川を対象として河川改修を推進し、家屋浸水被害の解消と上下流及び馬場目圏域全体の治水安全度の向上とバランスの確保を図ることとする。

1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

馬場目圏域内の河川の流水は、農業用水や上水道などに広く利用されており、地域住民の日常生活、農業や産業活動等にとって欠くことのできない重要な資源である。このような河川のもたらす恩恵を引き続き享受していくためには、渇水被害を緩和し、安定的な水運用を図り、被害を最小限に抑える必要がある。そのために、渇水時の早い段階から関係機関に対して渇水調整に必要な情報提供（河川水位など）や情報伝達を迅速かつ確実に行うことのできる体制を整備していく。また、渇水時に利用者相互間の水融通の円滑化を図ることも、関係機関と連携しながら推進していく。

なお、各河川における流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとする。

1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本河川整備計画では、馬場目圏域内の法指定区間（秋田県管理区間）において、昭和 30 年代以降に家屋浸水を発生させた洪水を安全に流下させることができるよう、三種川、井川、豊川については概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨による洪水、また、馬踏川については概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨による洪水に対応する規模で河川整備を実施し、洪水被害の発生を防御・軽減することを目標とする。

また、馬場目川、富津内川、内川川については令和 5 年 7 月に家屋浸水を発生させた洪水に対し、馬場目川については概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨による洪水、富津内川、内川川については概ね 20 年に 1 回程度発生する降雨による洪水に対応する規模で河川整備を実施し、家屋浸水被害の発生を防御・軽減することを目標とする。

今後概ね 20 年間で実施する河川整備としては、河積が不足する区間が残り、洪水時に家屋浸水被害の発生が懸念される三種川、井川、豊川、馬踏川、馬場目川、富津内川、内川川を対象として河川改修を推進し、家屋浸水被害の解消と上下流及び馬場目圏域全体の治水安全度の向上とバランスの確保を図ることとする。

1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

馬場目圏域内の河川の流水は、農業用水や上水道などに広く利用されており、地域住民の日常生活、農業や産業活動等にとって欠くことのできない重要な資源である。このような河川のもたらす恩恵を引き続き享受していくためには、渇水被害を緩和し、安定的な水運用を図り、被害を最小限に抑える必要がある。そのために、渇水時の早い段階から関係機関に対して渇水調整に必要な情報提供（河川水位など）や情報伝達を迅速かつ確実に行うことのできる体制を整備していく。また、渇水時に利用者相互間の水融通の円滑化を図ることも、関係機関と連携しながら推進していく。

なお、各河川における流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとする。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)	令和6年8月(新)
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 景観・河相 馬場目圏域の河川は、自然全的な河川景観を有する河川区間が多い一方で、コンクリート護岸などの人工構造物が目立つ場合も多い。 したがって、多自然川づくりによって緑豊かな河川景観を保全・創出する。また、周辺地域の自然環境や田園、街並みと一体になって形成されるその地域の特徴的な河川景観を可能な限り保全することを目標とする。 (2) 生態系 馬場目圏域の各河川では、瀬や淵、滞筋の蛇行、水際や河川沿いの河畔林を含む植生など河川を取り巻く流域の自然環境に支えられ、良好な生態系が形成されている。 したがって良好な河川環境を有する河川で工事を実施する場合には、河川環境への影響を最小限とする。河畔林や蛇行河川は極力保全し、水面や河床の連続性を保全することを目標とする。 特に、馬場目川本川は圏域内の生態系の生命線となっていることから、その保全に努めることを目標とする。 (3) 河川利用 河川の利用にあたっては、河川公園など既存施設の継続的な活用のほか、高齢化社会の到来を踏まえ、子供から高齢者までが安心して利用できる安全な水辺空間の促進、さらなる利用促進に向けた広報活動、安全対策を目標とする。加えて、河川空間は豊かな自然に触れることができる場としての活用も期待されている。このようなことから、学校境域の現場における総合的な学習の時間で子供たちが水辺を利用して安全に学ぶことができるような環境の整備を目標とする。 (4) 水環境 水質観測結果（BOD）によると、馬場目川、三種川、井川などの主要河川では環境基準値を概ね達成しているものの、馬踏川と小深見川においては環境基準を達成していない。また、八郎湖内の水質は水質環境基準（湖沼）を大きく超過している。 このようなことから、関係諸機関と連携し、下水道の整備や合併浄化槽の設置、農業集落排水の適切な整備と維持管理を通じた水質の改善、及び汚れた水を流さないような市民への啓発を目標とする。	1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 景観・河相 馬場目圏域の河川は、自然的な河川景観を有する河川区間が多い一方で、コンクリート護岸などの人工構造物が目立つ場合も多い。 したがって、多自然川づくりによって緑豊かな河川景観を保全・創出する。また、周辺地域の自然環境や田園、街並みと一体になって形成されるその地域の特徴的な河川景観を可能な限り保全することを目標とする。 (2) 生態系 馬場目圏域の各河川では、瀬や淵、滞筋の蛇行、水際や河川沿いの河畔林を含む植生など河川を取り巻く流域の自然環境に支えられ、良好な生態系が形成されている。 したがって良好な河川環境を有する河川で工事を実施する場合には、河川環境への影響を最小限とする。河畔林や蛇行河川は極力保全し、水面や河床の連続性を保全することを目標とする。 特に、馬場目川本川は圏域内の生態系の生命線となっていることから、その保全に努めることを目標とする。 (3) 河川利用 河川の利用にあたっては、河川公園など既存施設の継続的な活用のほか、高齢化社会の到来を踏まえ、子供から高齢者までが安心して利用できる安全な水辺空間の促進、さらなる利用促進に向けた広報活動、安全対策を目標とする。加えて、河川空間は豊かな自然に触れることができる場としての活用も期待されている。このようなことから、学校境域の現場における総合的な学習の時間で子供たちが水辺を利用して安全に学ぶことができるような環境の整備を目標とする。 (4) 水環境 令和5年度の公共用水域水質調査結果によると、馬場目圏域の主要河川では、各調査地点で概ね環境基準を達成しているものの、八郎湖内の水質は、依然として環境基準を達成できていない項目が見られる。 このようなことから、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に実効的な対策を盛り込みながら、引き続き、生活排水や工場・事業場排水、農業排水等からの汚濁負荷を削減する発生源対策や、アオコ対策、湖沼浄化対策などに関係機関等が連携して取り組むとともに、環境保全に対する流域住民等の意識が高まるよう普及啓発を図ることを目標とする。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
2. 河川の整備の実施に関する事項 2.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに該当河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要 2.1.1 河川工事の目的 馬場目圏域の河川工事は、目標とする流量を安全に流下させることのできるような河道を整備することを目的とする。 その際、「治水」「利水」「河川環境」の調和に配慮して実施することとする。 2.1.2 河川工事の種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要 馬場目圏域において河川工事を実施する河川は、治水、利水、河川環境面を総合的に考慮して圏域内 23 河川のうち、三種川、井川、豊川、馬踏川の 4 河川とする。 ●三種川：山本中学校～長面橋（L=約 8.8km） - この区間は、森岳温泉、達子、長面といった集落があり、平成 21 年、平成 22 年、平成 24 年及び平成 25 年と毎年のように浸水被害が発生している。 - このようなことから、既に改修済みの下流区間との整合をとり、大きい湾曲部のショートカット、狭窄部の引堤・築堤等による河積の増大を図るなど、治水安全度を向上させる必要がある。 ●井川：天神橋～中の目橋（L=約 1.3km） - 本整備計画では、その上流側の天神橋から中の目橋について整備を行う。 - この整備区間には集落が隣接している。また、魚道のない頭首工も存在していることから、洪水疎通能力の向上、利水機能の保全、魚類等の移動可能性の確保など、治水・利水・環境の観点から総合的に整備する。 ●豊川：豊川橋上流～船橋橋上流（L=約 0.7km） - 改修済みの豊川橋上流までの区間に隣接する船橋地区においては、床上浸水が発生しており、近年も家屋浸水、田畑及び道路の冠水等が発生している。下流側から一連区間として安全度を向上させる必要がある。 ●馬踏川：堀内 2 号橋（市道）上流～堀内橋（県道）（L=約 0.6km） - 家屋の連担する区間であり、毎年のように集落内で浸水被害が発生している。下流側から一連区間として安全度を向上させる必要がある。	2. 河川の整備の実施に関する事項 2.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに該当河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要 2.1.1 河川工事の目的 馬場目圏域の河川工事は、沿川の土地利用状況等の地域特性を踏まえた治水対策の実施を目的とする。 その際、「治水」「利水」「河川環境」の調和に配慮して実施することとする。 2.1.2 河川工事の種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要 馬場目圏域において河川工事を実施する河川は、治水、利水、河川環境面を総合的に考慮して圏域内 23 河川のうち、三種川、井川、豊川、馬踏川、馬場目川、富津内川、内川川の 7 河川とする。 ●三種川：山本中学校～長面橋（L=約 8.8km） - この区間は、森岳温泉、達子、長面といった集落があり、平成 21 年、平成 22 年、平成 24 年及び平成 25 年と毎年のように浸水被害が発生している。 - このようなことから、既に改修済みの下流区間との整合をとり、大きい湾曲部のショートカット、狭窄部の引堤・築堤等による河積の増大を図るなど、治水安全度を向上させる必要がある。 ●井川：天神橋～中の目橋（L=約 1.3km） - 本整備計画では、その上流側の天神橋から中の目橋について整備を行う。 - この整備区間には集落が隣接している。また、魚道のない頭首工も存在していることから、洪水疎通能力の向上、利水機能の保全、魚類等の移動可能性の確保など、治水・利水・環境の観点から総合的に整備する。 ●豊川：豊川橋上流～船橋橋上流（L=約 0.7km） - 改修済みの豊川橋上流までの区間に隣接する船橋地区においては、床上浸水が発生しており、近年も家屋浸水、田畑及び道路の冠水等が発生している。下流側から一連区間として安全度を向上させる必要がある。 ●馬踏川：堀内 2 号橋（市道）上流～堀内橋（県道）（L=約 0.6km） - 家屋の連担する区間であり、毎年のように集落内で浸水被害が発生している。下流側から一

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
	連区間として安全度を向上させる必要がある。 ●馬場目川：坊村橋下流～館越橋上流(L=約 2.7km)、寺庭橋下流～中屋敷橋上流(L=約 3.0km) ・ この区間は、久保、寺庭、平ノ下といった集落があり、平成 30 年、令和 5 年と浸水被害が発生している。 ・ このようなことから、掘削及び築堤等の整備で家屋浸水被害を防御・軽減し、治水安全度を向上させる必要がある。 ●富津内川：山内橋上流～内川川合流点付近 (L=約 2.3km) 内川川合流点付近～国道 285 号(L=約 0.7km) ・ この区間は、下山内、富田といった集落があり、平成 30 年、令和 4 年、令和 5 年と浸水被害が発生している。 ・ このようなことから、掘削及び築堤等の整備で家屋浸水被害を防御・軽減し、治水安全度を向上させる必要がある。 ●内川川：金ヶ沢川合流点付近～上川原橋付近 (L=約 1.0km) ・ この区間は湯ノ又といった集落があり、平成 30 年、令和 4 年、令和 5 年と浸水被害が発生している。 ・ このようなことから、捷水路等の整備で家屋浸水被害を防御・軽減し、治水安全度を向上させる必要がある。

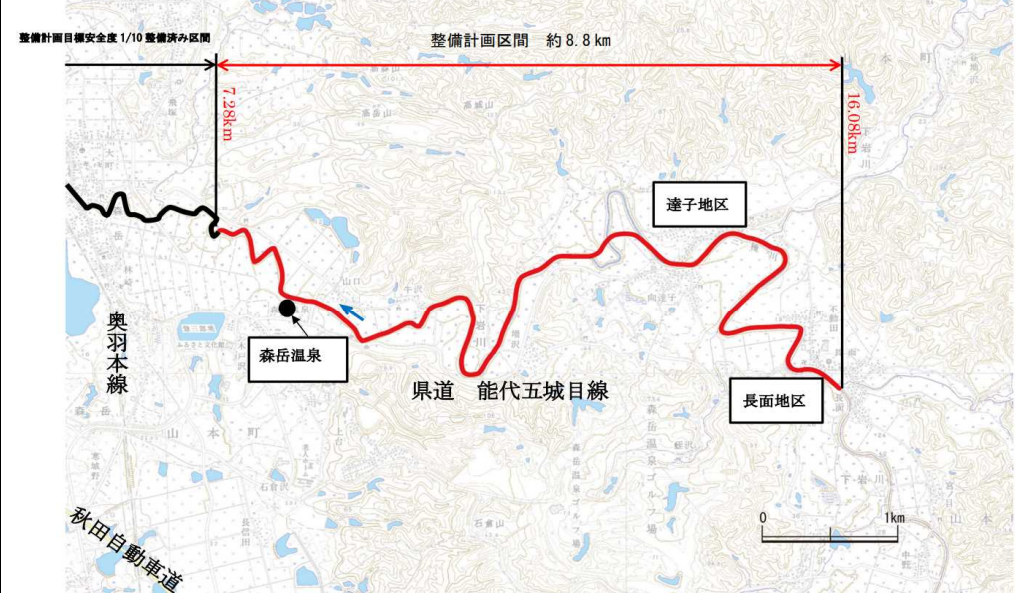
馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)



図一5 三種川平面図

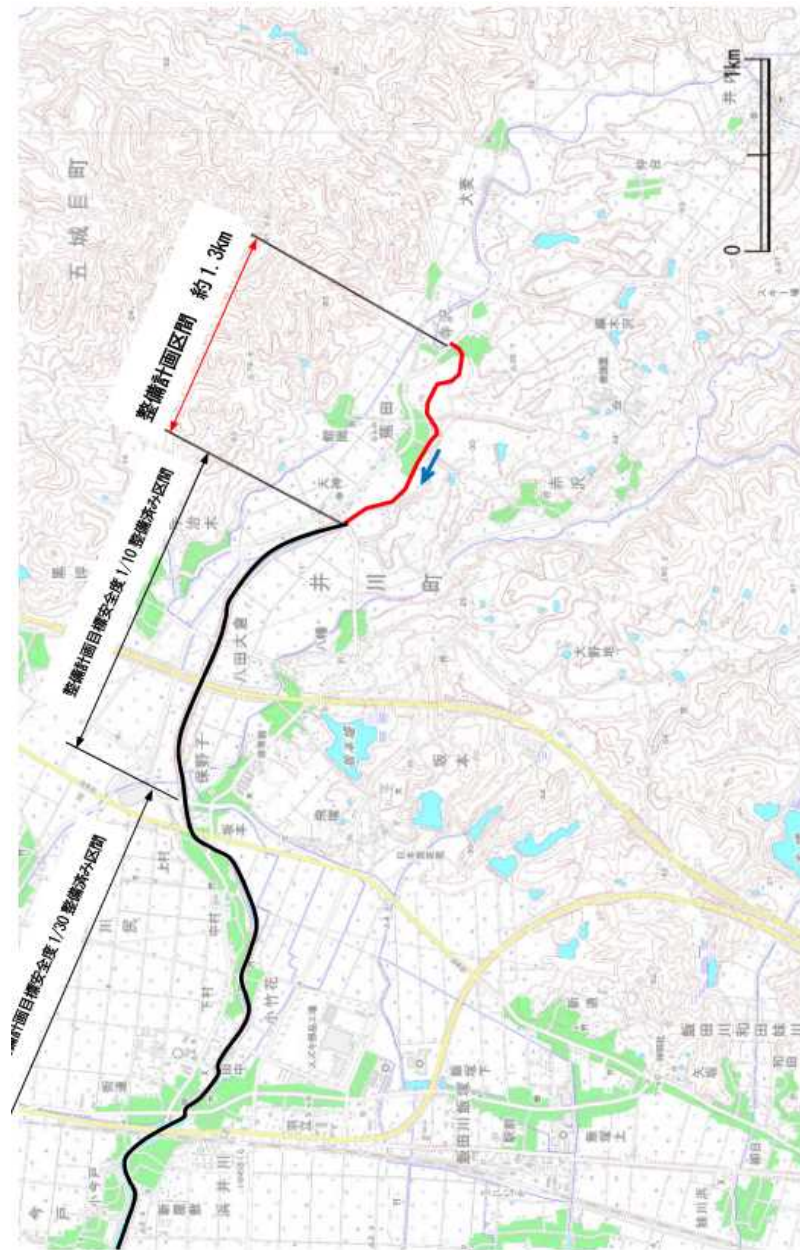
令和6年8月(新)



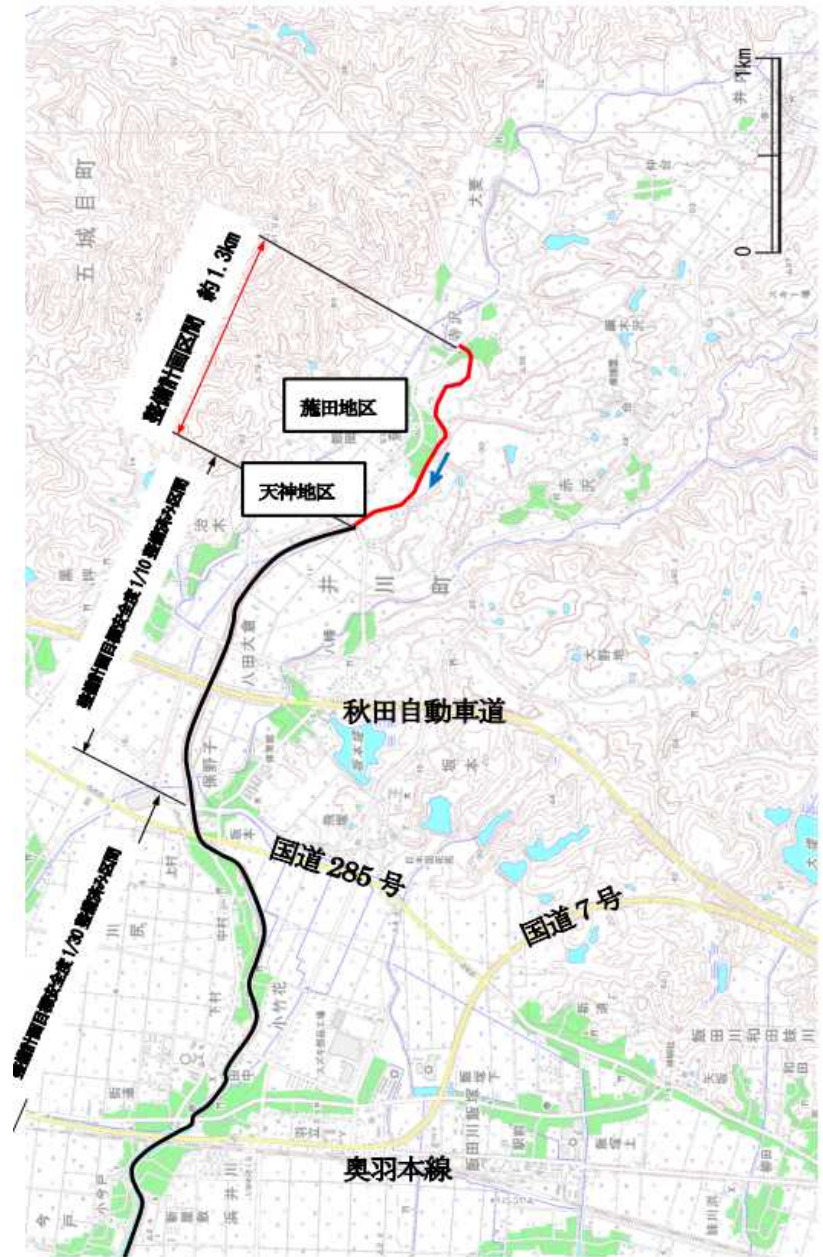
図一5 三種川平面図

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

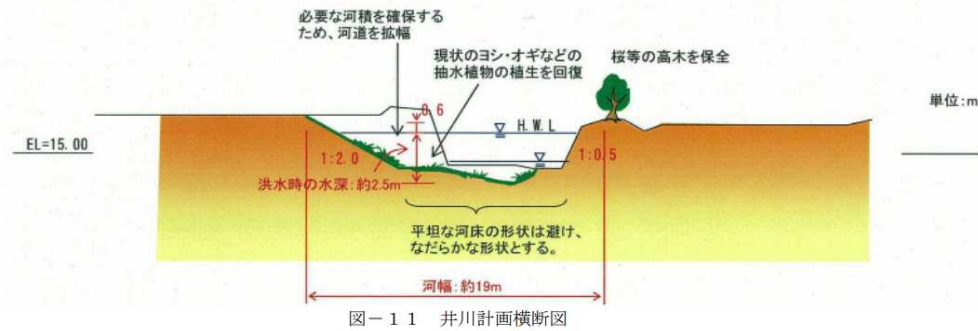


図—9 井川平面図

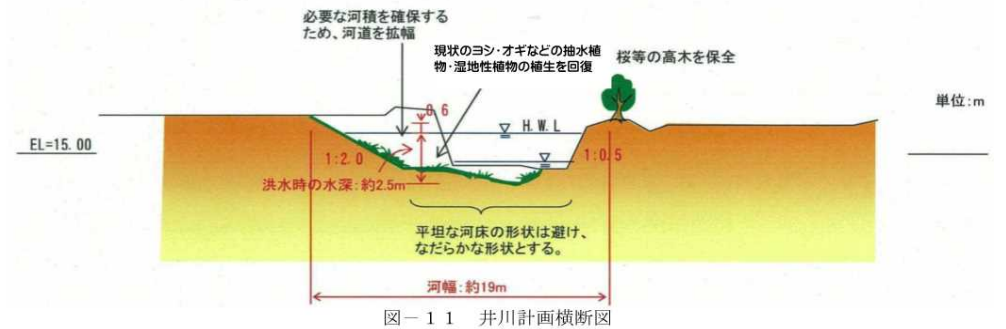


図—9 井川平面図

平成27年2月(旧)

井川断面図(測点No. 53)
(4号頭首工下流)桜並木を保全します。また、ツル
ヨシ等が再生されるよう努めま
す。

令和6年8月(新)

井川断面図(測点No. 53)
(4号頭首工下流)桜並木を保全します。また、ツル
ヨシ等が再生されるよう努めま
す。

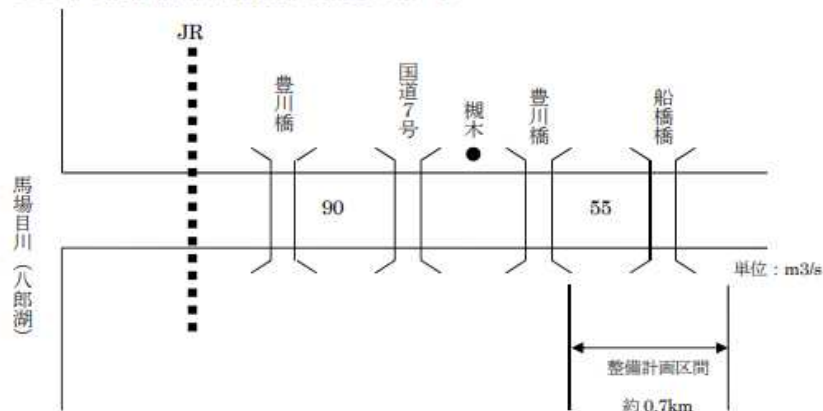
平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

(3) 豊川

① 工事の内容

豊川は、沿川に槻木などの住家が連担している地域や小学校、コミュニティホームなどの重要な施設があり、洪水氾濫が発生した場合には甚大な被害が想定される。このようなことから、沿川の家屋浸水被害の防御・軽減を図るため、既に改修済みの下流区間と整合をとり、計画高水流量 55 m^3/s (概ね 10 年に 1 度の降雨により発生する洪水) を安全に流下させることのできる河道を整備することとし、河道拡幅、河床掘削及び築堤を実施する。



図一12 豊川の流量配分図

② 配慮事項

●植物の生育環境への配慮

整備区間には、豊川コミュニティホーム付近にスギ林、ケヤキ林の河畔林が生育し、河道内にはツルヨシやマコモが連続して繁茂している。

- ・豊川コミュニティホーム付近の河畔林を極力保全し、河道拡幅にともなう掘削面は、現地種の植生に配慮する。

●河川利用への配慮

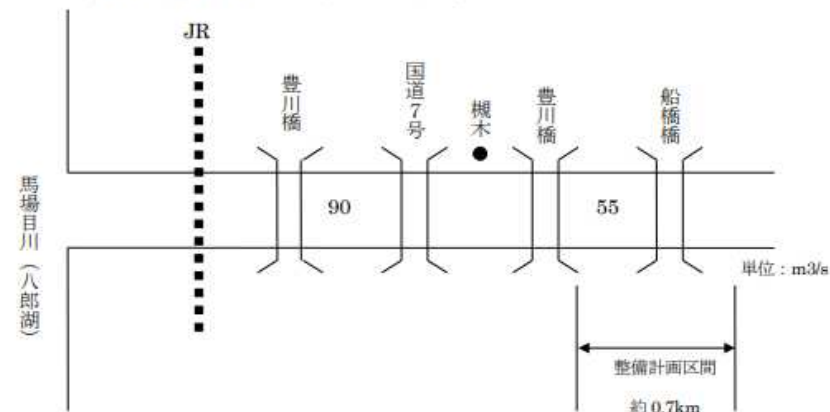
整備区間内には、小学校、保育園及び公民館が互いに近接して立地することから、地域住民が豊川に親しむことができるよう、河川利用に配慮する。

- ・水辺へ降りる階段やスロープを整備し、地域住民の親水性に配慮する。
- ・豊川コミュニティホーム付近に、水遊びや釣りなどが楽しめる河川空間の創出に努める。

(3) 豊川 (令和4年度事業完了)

① 工事の内容

豊川は、沿川に槻木などの住家が連担している地域や小学校、コミュニティホームなどの重要な施設があり、洪水氾濫が発生した場合には甚大な被害が想定される。このようなことから、沿川の家屋浸水被害の防御・軽減を図るため、既に改修済みの下流区間と整合をとり、計画高水流量 55 m^3/s (概ね 10 年に 1 度の降雨により発生する洪水) を安全に流下させることのできる河道を整備することとし、河道拡幅、河床掘削及び築堤を実施する。



図一12 豊川の流量配分図

② 配慮事項

●植物の生育環境への配慮

整備区間には、豊川コミュニティホーム付近にスギ林、ケヤキ林の河畔林が生育し、河道内にはツルヨシやマコモが連続して繁茂している。

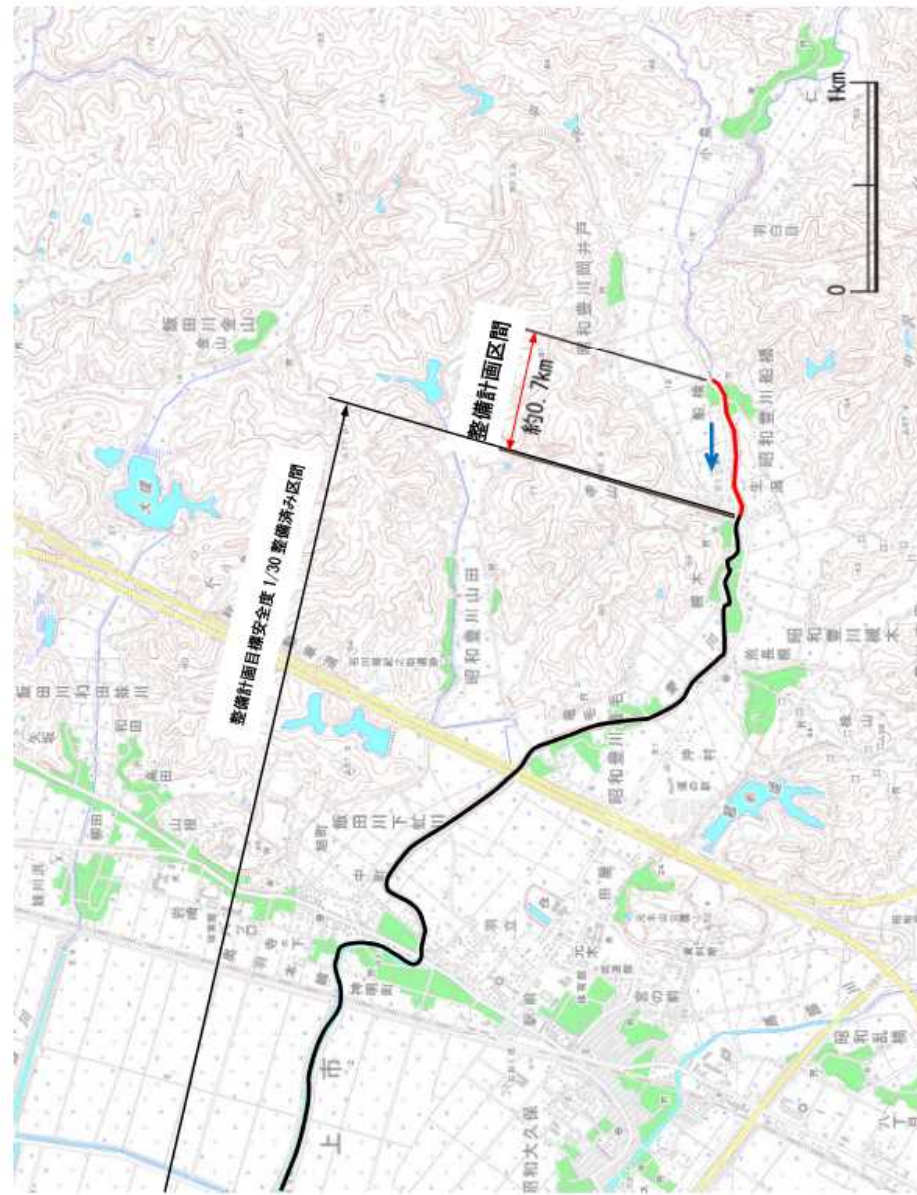
- ・豊川コミュニティホーム付近の河畔林を極力保全し、河道拡幅にともなう掘削面は、現地種の植生に配慮する。

●河川利用への配慮

整備区間内には、小学校、保育園及び公民館が互いに近接して立地することから、地域住民が豊川に親しむことができるよう、河川利用に配慮する。

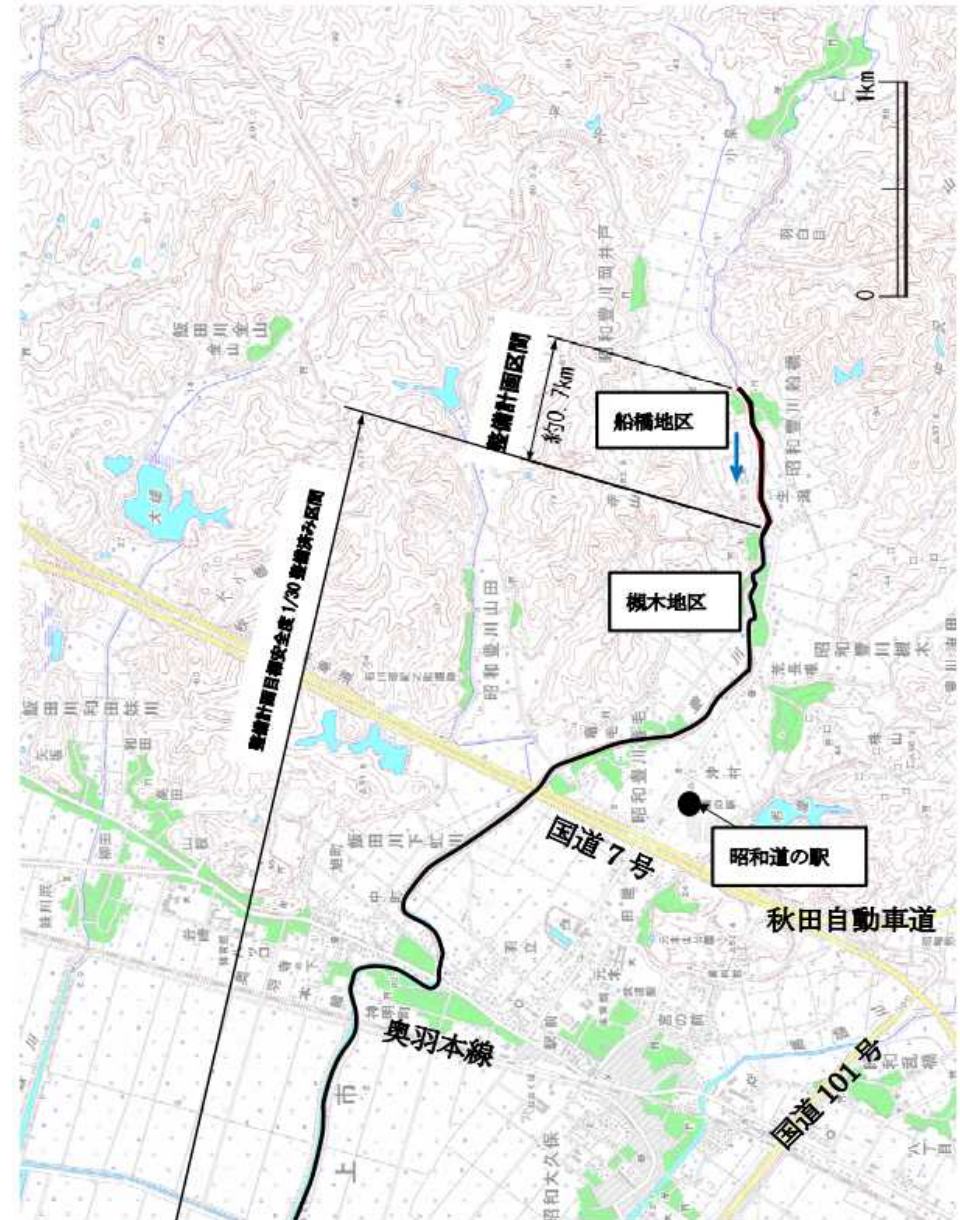
- ・水辺へ降りる階段やスロープを整備し、地域住民の親水性に配慮する。
- ・豊川コミュニティホーム付近に、水遊びや釣りなどが楽しめる河川空間の創出に努める。

平成27年2月(旧)



図一13 豊川平面図

令和6年8月(新)



図一13 豊川平面図

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)



圖一17 馬踏川平面圖



図—1.7 馬踏川平面図

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

(5) 馬場目川、富津内川、内川川

工事の内容

●馬場目川

久保地区、寺庭地区、平ノ下地区について、概ね50年に1度の降雨により発生する洪水に対し、沿川の土地利用状況等の地域特性を踏まえた治水対策として、掘削及び築堤等の整備を実施する。

●富津内川

下山内地区、富田地区について、概ね20年に1度の降雨により発生する洪水に対し、沿川の土地利用状況等の地域特性を踏まえた治水対策として、掘削及び築堤等の整備を実施する。

●内川川

湯ノ又地区について、概ね20年に1度の降雨により発生する洪水に対し、沿川の土地利用状況等の地域特性を踏まえた治水対策として、捷水路等整備を実施する。

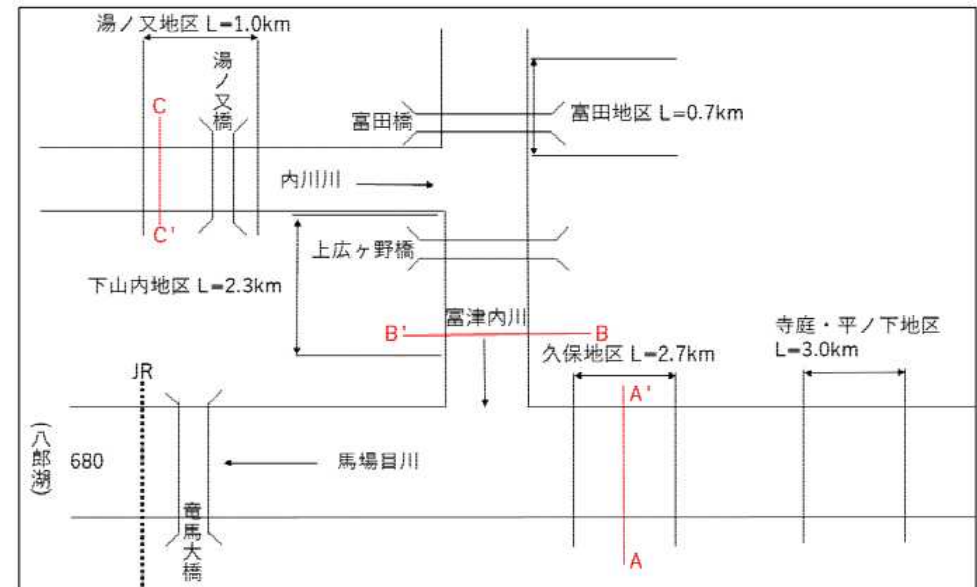


図-20 馬場目川、富津内川、内川川流量配分図

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
	② 配慮事項 ●<u>動植物の生息・生育環境への配慮</u> 整備対象区間は、瀬・淵・河畔林などが形成されている。これを保全・復元することにより、動植物の良好な生息・生育環境を保全する。 ・工事及び計画にあたっては、現地種の植生や景観に配慮した整備を行う。 ・掘削については、現地種の動植物に極力配慮する。 ・重要な種が確認された場合は、影響を受けない場所へ移動させる等の保全措置を図る。 ・専門家や有識者の意見を取り入れながら、整備を進める。 ●<u>河川利用への配慮</u> 地域住民が日常的に目にする河川であることから、地域住民との合意形成を図った上で、馬場目川、富津内川、内川川に親しむことができるように、河川利用に配慮する。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)

令和6年8月(新)

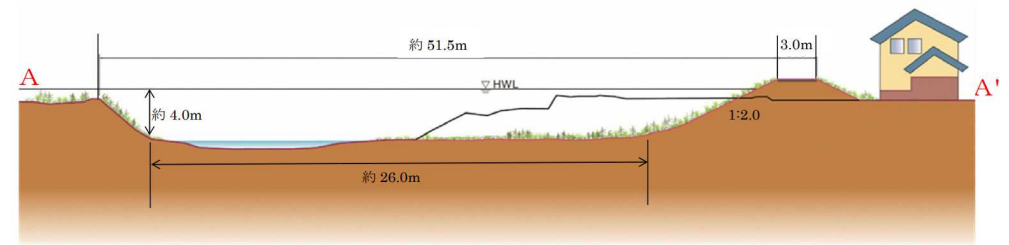


図一21 整備計画対象区間(馬場目川、富津内川、内川川)

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)

令和 6 年 8 月(新)



図一 2 2 馬場目川横断面図

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)

令和 6 年 8 月(新)

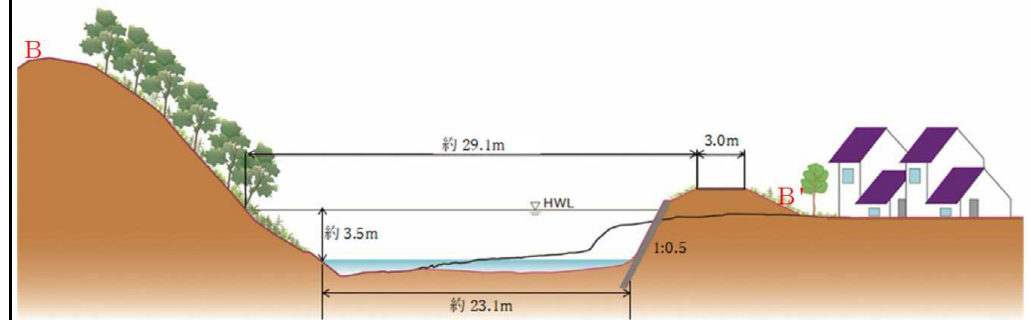
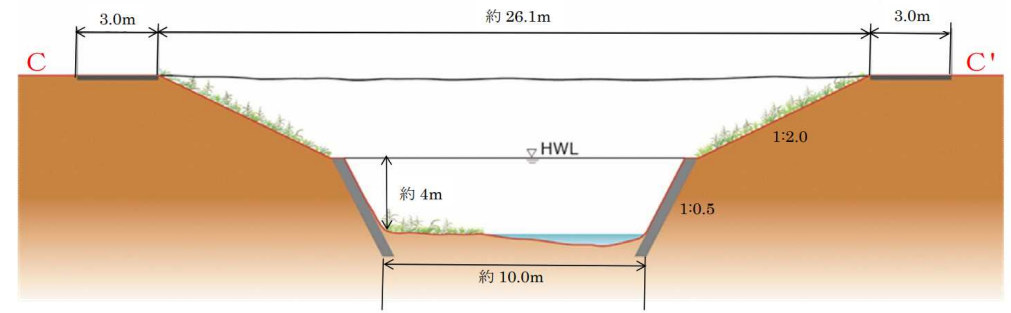


図- 2 3 富津内川横断面図

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)

令和 6 年 8 月(新)



図－2 4 内川川横断面図

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 2 7 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
	2.1.3 災害復旧及び局所的な対応 洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所(これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生する恐れのある箇所も含む)については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。 具体的には、輪中堤、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築等を行う。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成27年2月(旧)	令和6年8月(新)
2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 2.2.1 河川維持の目的 地域住民に対して安全でかつ安心感を与えるとともに、潤いややすらぎを感じ続けることのできるように、河川の治水安全性や良好な河川環境の維持管理を実施していく。 2.2.2 河川維持の種類及び施工の場所 (1) 河道の流下能力維持 八郎湖に流入する各支川について、出水後の土砂堆積状況や、倒木・ゴミの状況などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合には対策を講ずる。その際、瀬や淵の保全・再生など河川環境の保全に配慮する。 また、洪水流下の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採するなど、良好な河川環境の保全と整備を図ることができるような維持管理を推進していく。 なお、局所的な浸水被害が発生している箇所については、その解消に向けて原因と対策を検討し、必要な措置を講ずるよう努める。 (2) 護岸・堤防等構造物の維持 堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕工事を行う。また、出水時の河床洗掘等により機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講ずるよう努める。堤防については、法面の異常発見に支障を来さないよう、必要に応じて除草を実施していく。 (3) 水質の維持・改善 家庭排水などをそのまま河川に流さないための施策、住民への啓発、また、下水道の整備など関係機関と連携を図りながら河川の水質維持・改善に努める。 (4) 良好な河川環境の維持 河川や水辺環境の現状やその変遷を把握するために、定期的に環境調査を実施し、その調査結果をもとに良好な河川環境を維持するために必要な対策を実施していく。 また、コイやフナ、メダカをはじめとする魚類の生息・生育環境の向上を図るため、取水堰など河川横断工作物に設置された魚道機能の維持に努めていく。魚道がない施設については、関係機関と調整を図り、必要に応じて対策を実施していく。 さらに、八郎湖の水質保全対策のため、環境関連機関等との調整・連携に努める。	2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 2.2.1 河川維持の目的 地域住民に対して安全でかつ安心感を与えるとともに、潤いややすらぎを感じ続けることのできるように、河川の治水安全性や良好な河川環境の維持管理を実施していく。 2.2.2 河川維持の種類及び施工の場所 (1) 河道の流下能力維持 八郎湖に流入する各支川について、出水後の土砂堆積状況や、倒木・ゴミの状況などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合には対策を講ずる。その際、瀬や淵の保全・再生など河川環境の保全に配慮する。 また、洪水流下の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採するなど、良好な河川環境の保全と整備を図ることができるような維持管理を推進していく。 なお、局所的な浸水被害が発生している箇所については、その解消に向けて原因と対策を検討し、必要な措置を講ずるよう努める。 (2) 護岸・堤防等構造物の維持 堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕工事を行う。また、出水時の河床洗掘等により機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講ずるよう努める。堤防については、法面の異常発見に支障を来さないよう、必要に応じて除草を実施していく。 (3) 水質の維持・改善 事業所や家庭からの排水を適切に処理するための施策、住民への啓発、また、下水道の整備など関係機関と連携を図りながら河川の水質維持・改善に努める。 (4) 良好な河川環境の維持 河川や水辺環境の現状やその変遷を把握するために、定期的に環境調査を実施し、その調査結果をもとに良好な河川環境を維持するために必要な対策を実施していく。 また、アユやサケ、マス類をはじめとする魚類の生息環境の向上を図るため、取水堰など河川横断工作物に設置された魚道機能の維持に努めていく。魚道がない施設については、関係機関と調整を図り、必要に応じて対策を実施していく。 さらに、八郎湖の水質保全対策のため、環境関連機関等との調整・連携に努める。

馬場目圏域河川整備計画 新旧対照表

平成 27 年 2 月(旧)	令和 6 年 8 月(新)
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 2.3.1 危機管理体制の構築 計画規模を上回る洪水により破堤等が発生した場合においても、流域の壊滅的な被害発生を抑制・低減させるために、沿川市町村と連携を図りながら、洪水情報（雨量・水位等）の迅速な収集・提供、沿川市町村との情報共有化、水防活動の強化などの危機管理体制を整備する。 また、避難誘導体制の強化を図るため、洪水ハザードマップ作成を支援する。 2.3.2 河川に係る調査の実施 水文観測、水質調査及び生物調査を継続的に実施し、また、必要に応じ河川測量を実施する。これらデータを、流域・河川の水文特性・環境、及び河道改修などによる河川環境への影響把握や対策検討、河川の維持管理などに有効に活用する。 特に、流入河川の水質については、八郎湖の水質向上の観点からも監視していく。 2.3.3 地域や関係機関との連携 地域住民、関係自治体等に対して、様々な媒体を通して河川に関する情報を提供するなど、十分なコミュニケーションを図り、緊密な連携・協調に努める。これにより、日常の河川の適正な利用や維持管理を進める。 また、河川愛護団体の育成と支援を行い、良好な河川環境づくりに努める。 農業についても、水系の水循環の中で水利用・排水の占める割合が大きく、河川との関わりが大きい。水利用の効率化、汚濁負荷量の削減などにおいて、農業関係者との連携に努める。	2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 ここまで整理した、治水、利水、環境及び維持管理に関する河川整備の内容に加え、以下の事項が必要である。特に、河川整備が完了するまでの期間における安全確保及び近年の局所的豪雨の頻発や気候変動による水害の激甚化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への取り組みが非常に重要である。 2.3.1 危機管理体制の構築 計画規模を上回る洪水により破堤等が発生した場合においても、流域の壊滅的な被害発生を抑制・低減させるために、沿川市町村と連携を図りながら、洪水情報（雨量・水位等）の迅速な収集・提供、沿川市町村との情報共有化、水防活動の強化などの危機管理体制を整備する。 また、避難誘導体制の強化を図るため、洪水ハザードマップ作成を支援する。 2.3.2 河川に係る調査の実施 水文観測、水質調査及び生物調査を継続的に実施し、また、必要に応じ河川測量を実施する。これらデータを、流域・河川の水文特性・環境、及び河道改修などによる河川環境への影響把握や対策検討、河川の維持管理などに有効に活用する。特に、流入河川の水質については、八郎湖の水質向上の観点からも監視していく。 2.3.3 地域や関係機関との連携 地域住民、関係自治体等に対して、様々な媒体を通して河川に関する情報を提供するなど、十分なコミュニケーションを図り、緊密な連携・協調に努める。これにより、日常の河川の適正な利用や維持管理を進める。また、河川愛護団体の育成と支援を行い、良好な河川環境づくりに努める。農業についても、水系の水循環の中で水利用・排水の占める割合が大きく、河川との関わりが大きい。水利用の効率化、汚濁負荷量の削減などにおいて、農業関係者との連携に努める。